## 教科書·専門書部会,技術啓発書部会 運営要綱

(役割)

第1条 教科書·専門書部会と技術啓発書部会は、出版事業委員会の諮問に応じ、前者は教科書と専門書を、 後者は技術啓発書に関する企画・立案を行う。

## (審議事項)

- 第2条 部会の主要な審議事項は次の各項とする。
  - (1) 教科書,専門書,および技術啓発書の出版に関する基本的事項
  - (2) 教科書、専門書、および技術啓発書の新刊の企画
  - (3) 教科書,専門書,および技術啓発書の重版,改訂,廃刊等に関する事項

(構成)

第3条 部会の構成は次による。

主 查 1名

副主查 2名程度

委員 10名程度

主査、副主査、委員については、出版事業委員会委員長の承認を得る。委嘱は会長名で行う。また、必要に応じ委員の中から、幹事、幹事補を選任することができる。

2. 主査が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 主査、副主査、委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(下部組織)

- 第5条 各部会は下部組織として,第1条に規定された所管する出版物について企画書名毎に企画・制作・ 改訂のための作業会を設置することができる。
  - 2. 作業会の運営は、別に定める「企画・制作・改訂作業会運営の申し合わせ」による。

(招集)

第6条 部会は主査が招集し、事務局が関係者に通知する。

(事 務)

- 第7条 事務局は電気学会編修出版課とする。
  - 2. 事務局は資料の作成など委員会に必要な準備を行う。
  - 3. 議事録は事務局が作成し、次回の委員会で確認後、別に定める期間保管する。

(付則)

- 1. 本運営要綱は平成10年11月12日, 理事会において承認・制定。即日施行。
- 2. 平成14年1月22日, 出版事業委員会において一部改正。
- 3. 平成16年10月14日,出版事業委員会において一部改正。
- 4. 平成30年3月28日, 出版事業委員会において一部改正。
- 5. 平成31年2月20日, 出版事業委員会において一部改正。